

バイオマスマーク事業実施要領

一般社団法人日本有機資源協会
2019（令和元）年9月1日改定
2012（平成24）年4月1日改定
2006（平成18）年8月1日施行
2006（平成18）年6月28日制定

第1 事業の目的

石油などの化石資源に依存したこれまでの大量生産、大量消費、大量廃棄の社会システムは、化石資源の枯渇問題や地球温暖化、廃棄物の増大、有害物質の排出等様々な環境問題を深刻化させています。

このような中において、バイオマスはもともと生物が生命維持活動によって生成した物であり、生命と太陽エネルギーがある限り持続的に再生可能という優れた特徴を有しています。

バイオマスを有効に利用することは、石油等の化石資源への依存を低減するだけでなく、現代社会が直面する環境問題の改善や循環型社会の形成に貢献することができます。

バイオマスマーク事業（以下、「事業」といいます。）は、バイオマスを利用して生産された商品にバイオマスマークを付すことにより、当該商品へのバイオマスの利用を消費者に情報提供し、これらの商品を普及させることによりバイオマスの利用を促進して、自然の恵みで持続的に発展可能な社会構築に貢献することを目的としています。

第2 事業の実施

- 1 事業は、一般社団法人日本有機資源協会（以下、「協会」といいます。）がバイオマスマークの使用を申請する者に対し、このバイオマスマーク事業実施要領（以下、「要領」といいます。）に基づきその使用を認定することにより実施します。
- 2 バイオマス事業の適正な運営を図るため、協会にバイオマスマーク事業事務局（以下、「事務局」といいます。）を、諮問機関としてバイオマスマーク運営委員会（以下、「運営委員会」といいます。）及びバイオマスマーク認定審査委員会（以下、「審査委員会」といいます。）を設置します。
- 3 運営委員会は、消費者関係団体、バイオマスに関する学識経験者及び関係行

政機関等の有識者等によって構成し、事業の運営に係る基本的事項について審議します。

- 4 審査委員会はバイオマスに関する学識経験者や有識者等をもって構成し、バイオマスマークを付すことができる商品（以下、「バイオマスマーク商品」といいます。）の認定に係る審査を行います。
- 5 バイオマスマークの認定等に要する経費は、別に定める「バイオマスマーク事業実施細則」（以下、「細則」といいます。）によります。

第3 バイオマスマークの対象となる商品

バイオマスマークの対象となる商品は、当該商品そのものを構成する全部或いは一部がバイオマスに由来する商品（以下、「バイオマス由来の商品」という。）であるものとします。

なお、ここでいう「バイオマス」とは、再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの（ただし、生物が直接生産する貝殻等の無機性資源は含みません。）をいいます。

第4 バイオマスマーク商品の範囲

- 1 バイオマス由来の商品であり、生きもの、動植物の粗製品（原毛皮や骨・種子・花卉・木材など）、食品及び医薬品は除きます。
- 2 製造場所は国内外を問いませんが、現に日本国内で流通・使用されている商品とします。ただし、本要領に基づく手続きに従って行うバイオマスマーク使用契約の締結日から起算して6か月以内に販売または使用を開始する商品は対象とします。

第5 バイオマスマーク商品の認定要件

- 1 商品におけるバイオマス割合（本事業では「バイオマス度」といいます。）が、10%以上であること。ただし、「認定審査の留意事項」における「第1の2」に掲げる例外は除きます。
- 2 商品が第3及び第4に規定する商品で、公序良俗を害するおそれのないものであること。
- 3 商品の品質及び安全性が関連する法規、基準、規格等に合致していること。
- 4 上記要件を満たした商品であっても、審査委員会で審査した結果、バイオマスマーク商品としてふさわしくないと判断された場合は認定しないことがあります。

第6 バイオマスマーク商品の認定

- 1 日本国内でバイオマス由来の商品を扱う事業者は、任意にバイオマスマーク商品の認定申請を行うことができます。
また、有償譲渡以外で自ら使用または無償で配布する特別仕様品についても、事業者はバイオマスマーク商品の認定申請を行うことができます。
- 2 具体的な手続きは、細則に基づきます。
- 3 事務局は申請があった商品について審査委員会に諮り、別に定める「認定審査の留意事項」に基づき要件を満たす商品をバイオマスマーク商品として認定します。

第7 バイオマスマークの使用

- 1 バイオマスマーク商品の認定を受けた事業者は、細則に基づき協会とバイオマスマーク使用契約を締結し、バイオマスマークを適正に使用しなければなりません。ただし、バイオマスマーク認定商品を複数使用する申請が認められた場合等は、誓約書の提出により契約締結とみなします。
バイオマスマークの使用方法は、別に定める「バイオマスマーク使用の手引」及び「バイオマスマーク認定商品の複数併用に係る手引」によります。
- 2 「バイオマスマーク」の商標権は協会が保有しており、バイオマスマークが不適切に使用された場合、協会は当該使用者に対しバイオマスマーク使用契約の解除その他必要な措置をとります。